



派遣受入れ人数を減らす方法は？

当社では、15人の派遣労働者を受け入れていましたが、業務量の減少に伴い、人数を削減することにしました。派遣元から、人数を減らす代償措置を取ってほしいと要請がありました。契約キャンセルでなく、人数を減らす場合にも、派遣先指針（「派遣先が講ずべき措置に関する指針」平11・労働省告示第138号）等に基づく対応が必要なのでしょうか。

派遣先指針、派遣元指針では、派遣先が契約を中途解約する場合の措置を規定しています。

派遣先の立場からいうと、まず第1に、「派遣先の責めに帰すべき事由により契約の解除を行おうとするときは、就業機会の確保・損害の賠償を行うことを定めなければならない」という規定が追加されました（派遣先指針第2の6の(1)）。第2に、「前記(1)に基づく定めがない場合であっても、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときは生じた損害の賠償等を行わなければならない」点が規定されています（同第2の6(4)）。

派遣契約全体を一括でキャンセルする場合でなくても、「契約内容を変更することにより、一部の派遣労働者について就業機会が減少するものについては、中途解除に関する指針の規定に基づく措置を講じる」（前掲通達）必要があります。貴社でも、人数が減少する5人分について、就業機会の確保・賠償等の義務を負います。

中途解約時の対応としては、まず「新たな就業機会の確保を図る」べきとされています。5人の派遣労働者について、関連会社等での就業をあっせんすれば、義務を果たしたことになります。

就業機会を確保できないときは、「派遣元側に生じた損害の賠償」を行わなければいけません。損害の額は、「個別の事案に応じて確定する」（前掲通達）のが原則です。

